

社会保険労務士 越智オフィス事務所便り

育児・介護休業法に関する 新しい援助・調停制度

◆改正育児・介護休業法の施行

改正育児・介護休業法の主要部分の施行が 6 月 30 日に迫っています（一部の規定は、「常時 100 人以下の労働者を雇用する中小企業」について平成 24 年 7 月 1 日から施行されます）。

この改正により、「短時間勤務制度の義務化」「パパママ育休プラス制度の創設」などが図られ、仕事と子育ての両立支援のための取組みが強化されますが、改正前の法律においても、育児休業取得による不利益取扱いなどは禁止されており、それらに関するトラブルは多いようです。

◆相談件数が大幅に増加

厚生労働省の発表によれば、2009 年度に全国の労働局に寄せられた「育児・介護休業法に関する相談」は 1,657 件だったそうです。この件数は、前年度から約 3 割も増えています。

相談の主な内容は、育児休業取得による解雇、降格、正社員からパートタイマーへの変更の強要などとなっています。

◆苦情処理や紛争解決のために

改正育児・介護休業法においては、「苦情処理・紛争解決の援助及び調停の仕組み」が創設され、すでに実施されています。具体的には、都道府県労働局長による「援助制度」（2009 年 9 月スタート）、社会保険労務士や弁護士などの専門家で構成される「調停制度」（2010 年 4 月スタート）です。

これらの制度は、企業側・従業員側それぞれの言い分を聞き、紛争に関する結論が出るまでに、「援助制度」は 1～2 カ月程度、「調停制度」は 3 カ月程度かかると



言われています。

改正法の主要部分の施行により、今後、「援助制度」や「調停制度」の利用件数が増えていくものと思われます。企業としては、まずは、育児休業・介護休業などに関して紛争とならないような制度作り、労務管理等が求められます。

「夫は外で仕事、妻は主婦業」の考え方

◆出産や子育てに関する調査

国立社会保障・人口問題研究所では、このほど、2008 年 7 月に実施した「全国家庭動向調査（第 4 回）」（調査票配布数：13,045 票、有効回収数：10,192 票、有効回収率：約 78.1%）の結果を発表しました。

この調査は、5 年周期で実施されており、家庭機能の変化の動向や要因を把握するために、出産や子育ての現状、家族関係の実態を明らかにすることを目的とするものです。

◆夫婦の役割に関する妻の意識

この調査の中で、夫婦に関する考え方として、「夫は外で働き、妻は主婦業に専念」とい

7月の税務と労務の手続き

[提出先・納付先]

う考え方に賛成する既婚女性の割合は 45.0% (前回調査時 41.1%) で、前回調査時から 3.9 ポイント上昇しました。この項目について上昇に転じたのは、1993年の初回調査以降初めてのことだそうです。

また、「夫も家事や育児を平等に分担すべき」と考える既婚女性の割合は 82.9% (同 82.8%) と前回調査時とほぼ同じでした。「夫は会社の仕事を優先すべきだ」と考える既婚女性も 66.6% (同 66.9%) とあまり変化は見られませんでした。

◆従業員の様々なニーズ

「夫婦の役割」に対する考え方が人それぞれであるのは当然のことであり、企業としては、そのようなことを常に意識しておく必要があるでしょう。

今後、少子化等により労働力が不足していくと予測される中、企業としては、従業員の様々なニーズに対応した労働時間制度・休暇取得制度の導入や、勤務体系の構築を考えなければならないのかもしれません。

■ 当事務所よりひとこと

最近感じることですが、以前と比べると労働問題に関する相談が増加してきています。

統計上の数字からも、明らかに労使間の個別労働紛争が急激に増加しており、長引く不景気と相まって経営者を悩ませる問題となってきました。

理不尽な要求ばかりを押しつける子供の親は「モンスターペアレント」と呼ばれたりもしておりますが、同様に会社内では「モンスター社員」なる者が増加中のようです。

労働法に関する知識をインターネット等より入手して、勤務する先々で様々な問題を起こしては、会社側の不備・盲点を突いて、金銭を奪い取っていくという輩の事です。

そういう輩には、つけ入る隙を与えないようしっかりとした体制を取っておく必要があります。

10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付
<1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 勤労青少年旅客運賃割引証交付申請書の提出
<7月11日～8月20日> [労働基準監督署]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>
[労働基準監督署]

12日

- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限
[都道府県労働局または労働基準監督署]
- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日～12日> [年金事務所または健保組合]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請
<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
[公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分>
[郵便局または銀行]
- 固定資産税<都市計画税>の納付
<第2期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出
<休業4日未満、4月～6月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]